

用語の定義

- (1) 「排水処理施設」とは、浄水場から場外に排出される排水が水質汚濁防止法の規制を受け、また、発生するケーキも産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受けるため、排水水質や処分するケーキ等が基準を満たすように処理する「排水処理業務」を行うための施設をいう。
- (2) 「更新」とは、現状存在する施設や設備の全部または一部を撤去し、新しい施設や設備を設置することをいい、「新設」とは現在設置されていない設備を新たに設けることをいう。
- (3) 「脱水設備」とは、脱水機（濃縮槽からの汚泥の水分をさらに減少させ、ケーキ状にするための機械設備）、乾燥設備、搬送設備、場内ケーキ貯留設備、熱源設備、その他付帯設備をいう。
- (4) 「調整槽」とは、浄水場から間欠的に送泥される汚泥を受入れ、後続する濃縮槽内の汚泥濃縮を阻害しないように、連続的に送泥する施設であり（機能は排泥池に同じ）、当該施設に係る機械設備、電気・計装設備等の一切を含む。
- (5) 「濃縮槽」とは、調整槽からの汚泥を受入れ、圧密沈降により固液分離を行うことにより汚泥の濃度を高め、後続の脱水処理工程における脱水効率の向上を図るための施設（当該施設に係る機械設備、電気・計装設備等の一切を含む）をいう。
- (6) 「コンクリート建築物・構築物」とは以下のとおりである。「建築物」は建築基準法において規定され明確に定義づけられているのに対して、水道施設のなかには濃縮槽の水槽部分のように、法令・基準等で明確に規定していないものがあるため、建築物をはじめとして水槽構築物等を含めた鉄筋コンクリート造の施設を総称して「コンクリート建築物・構築物」と呼称することとしたものである。
- (7) 「浄水施設」とは浄水施設とは、そのままでは飲用に適さない河川表流水のような原水を浄水処理し、安全な飲料水質を得るための施設をいう。
- (8) 「汚泥」とは、浄水処理工程で発生する細やかな砂や泥を含む水をいう。
- (9) 「再生利用」とは、脱水ケーキを製品等の原材料等の有用物とするため必要な処理を行い利用することをいう。
- (10) 「沈殿池」とは浄水処理工程中の1プロセスである凝集・沈殿処理を行うための施設であり、原水中の濁度成分の除去を主目的とする。
- (11) 「送泥」とは、浄水処理工程において発生する沈殿汚泥を管路により濃縮施設まで移送することをいう。
- (12) 「排泥ポンプ」とは沈殿池から送泥を行うために使用するポンプをいう。
- (13) 「排泥管」とは沈殿池から送泥を行うための沈殿池と排水処理施設を連絡する管をいう。
- (14) 「排泥柵」とは排泥ポンプを設置している室をいう。
- (15) 「固液分離」とは一般に、固形物と液体との混合物を、固体と液体に分離することをいう。例として、沈殿池における凝集・沈殿処理においては、原水

を清澄な沈澱処理水と濁質である汚泥に分けることであり、排水処理の場合には含水した汚泥を脱水機により、より含水率の小さい脱水ケーキとろ液に分離することである。

- (16) 「脱水ケーキ」とは、汚泥を脱水処理した後に発生する固形物をいう。
- (17) 「上澄水」とは、汚泥濃縮過程で固形成分と分離される清澄な水をいう。
- (18) 「上澄水の返送業務」とは、上澄水を返送水管により既設汚水池へ返送（緊急時は別途、浄水場と調整）する業務をいう。
- (19) 「脱水ケーキの再生利用業務」とは、①脱水ケーキ搬出業務・②脱水ケーキ再生利用業務・③脱水ケーキ管理業務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく保管業務）をいう。
- (20) 「汚水池」とは、浄水場内で発生する排水の内、浄水処理系に戻しても支障ない排水のみを受入れるとともに、受入れた排水を浄水施設の最上流施設である着水井に返送するための施設である（当該施設に係る電気・機械・計装設備等の一切を含む）。なお、当該施設は既存施設であるとともに本件事業の対象外施設である。
- (21) 「設計及び設備更新等業務」とは、排水処理施設に関わる設備更新等業務であり、①既存コンクリート建築物・構築物の有効利用・②排水処理施設に係る設備の更新・③管路の更新・④維持管理・運営に不要な設備の撤去・⑤進入道路の整備や必要な外構の整備・⑥設備の新設、脱水機棟等の改良・⑦施設の設計に分類される。
- (22) 「建築設備」は「建築機械設備」及び「建築電気設備」に分けられ、いずれも排水処理に直接関与する訳ではないが、排水処理施設の運用、維持管理を間接的に支援する設備である。前者には空調・換気設備、給排水設備、昇降設備（エレベータ）、火災報知器、消火設備等が含まれ、後者には照明設備等が含まれる。
- (23) 「脱水機」とは脱水設備を構成する最も代表的な機器であり、含水した汚泥を加圧ろ過により含水率の低い脱水ケーキにするための機器である。
- (24) 「計装設備」とは、流量や濁度・濃度等を把握するための各種機器をいう。
- (25) 「監視制御設備」とは、計装設備からの情報を得て、適切な機器運転の維持と制御を行うための設備をいう。
- (26) 「管路」とは、更新施設や既存施設の施設間に位置し、汚泥や上澄水等を送る連絡管で、当該管路を構成する弁類・メータ等の一切を含む。
- (27) 「進入道路」とは外部より事業用地に進入するための道路である。公道（千葉県道 64 号千葉臼井印西線）と本事業用地の間には、千葉県企業庁の所有地が存在するため、当該箇所に設ける道路を進入道路と呼称する。
- (28) 「維持管理・運營業務」は、①維持管理業務と②運營業務に分けられ、①維持管理業務とは、施設の性能等の現状をそのままの状態に保ち、その機能が充分発揮されるよう機構や組織をはたらかせるための関連業務の一切をいう（清掃、保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）の他、新設施設の修繕及び新設・既存の機器更新を含む）。また、②運營業務とは、

排水処理業務であり、浄水処理工程からの排泥を受け入れ、受け入れた汚泥を上澄水と分離し、脱水ケーキを生成する業務をいう。

(29)「上澄水槽」とは、上澄水を一時貯留する水槽及び設備であり、また、一旦上澄水を受入れた後、または、受入れと併行して既設汚水池へ返送する施設（当該施設に係る機械設備、電気・計装設備等の一切を含む。）をいう。

(30)「脱水設備」とは、脱水機（濃縮槽からの汚泥の水分をさらに減少させ、ケーキ状にするための機械設備）、乾燥設備、搬送設備、場内ケーキ貯留設備、熱源設備、その他付帯設備をいう。

(31)「受電設備」とは、電力会社から高圧で電気を受電する設備で、必要とする電圧に変電し、各施設に供給するための一切の関連機器等をいう。

(32)「計画固形物量」とは固形物量とは汚泥の重量を指すが、含水率により重量が異なるため、乾燥した状態での重量（乾燥重量）により示したものである。計画固形物量とは排水処理施設の能力を決定するために設定した処理対象固形物量である。

(33)「上澄水返送水」とは、排水処理施設から汚水池に返送される上澄水（ただし、事故時等にあってはその処置について別途浄水場と調整）をいう。

(34)「脱水処理」とは、汚泥をケーキとし、運搬、取扱い、処分を容易にするため、汚泥の水分（含水率）を減少させる処理をいう。

(35)「高度浄水処理」とは従来から行われてきた浄水方法では各種基準を満足できない等のために、これを解消するために導入・付加するオゾン処理や活性炭処理、その他の処理を高度浄水処理という。

(36)「分離水」とは汚泥の固液分離操作により発生する水分をいう。